

平成29年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

公共下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第51号

平成29年度能美市一般会計予算

平成29年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,780,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月6日 提出

能美市長 井出敏朗

(能美市一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7,925,000
	1 市民税	3,219,700
	2 固定資産税	3,702,500
	3 軽自動車税	113,500
	4 市たばこ税	300,000
	5 入湯税	7,800
	6 都市計画税	581,500
2 地方譲与税		170,000
	1 地方揮発油譲与税	50,000
2 自動車重量譲与税		120,000
	2 自動車重量譲与税	120,000
3 利子割交付金		4,000
	1 利子割交付金	4,000
4 配当割交付金		30,000
	1 配当割交付金	30,000
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000
6 地方消費税交付金		800,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地方消費税交付金	800,000
7 ゴルフ場利用税交付金		34,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	34,000
8 自動車取得税交付金		36,000
	1 自動車取得税交付金	36,000
9 地方特例交付金		35,000
	1 地方特例交付金	35,000
10 地方交付税		4,050,000
	1 地方交付税	4,050,000
11 交通安全対策特別交付金		5,000
	1 交通安全対策特別交付金	5,000
12 分担金及び負担金		463,400
	1 分 担 金	10,140
	2 負 担 金	453,260
13 使用料及び手数料		290,213
	1 使 用 料	202,852
	2 手 数 料	87,361

(単位：千円)

款	項	金 額
14 国庫支出金		2, 6 7 3, 6 1 4
	1 国庫負担金	1, 4 8 9, 0 7 3
	2 国庫補助金	1, 1 7 3, 7 9 7
	3 国庫委託金	1 0, 7 4 4
15 県支出金		1, 0 3 0, 5 8 1
	1 県負担金	6 5 9, 4 3 4
	2 県補助金	2 5 5, 8 0 4
	3 県委託金	1 1 5, 3 4 3
16 財産収入		2 2, 8 8 9
	1 財産運用収入	2 0, 8 8 8
	2 財産売払収入	2, 0 0 1
17 寄附金		2 6, 7 1 0
	1 寄附金	2 6, 7 1 0
18 繰入金		1, 2 1 1, 8 5 4
	1 基金繰入金	1, 2 0 9, 8 4 4
	2 特別会計繰入金	2, 0 1 0
19 繰越金		5 0, 0 0 0

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		225,639
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	300
	3 貸付金元利収入	61,536
	4 受託事業収入	11,861
	5 雑入	151,940
21 市債		1,686,100
	1 市債	1,686,100
歳 入	合 計	20,780,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		217,107
	1 議会費	217,107
2 総務費		1,789,106
	1 総務管理費	1,386,317
	2 徴税費	240,179
	3 戸籍住民基本台帳費	75,792
	4 選挙費	62,341
	5 統計調査費	2,923
	6 監査委員費	21,554
3 民生費		7,251,876
	1 社会福祉費	3,302,917
	2 児童福祉費	3,689,109
	3 生活保護費	259,810
	4 災害救助費	40
4 衛生費		2,083,953
	1 保健衛生費	835,536
	2 環境衛生費	349,300

(単位：千円)

款	項	金額
	3 清掃費	899,117
5 労働費		17,085
	1 労働諸費	17,085
6 農林水産業費		339,294
	1 農業費	315,169
	2 林業費	24,088
	3 水産業費	37
7 商工費		390,689
	1 商工費	390,689
8 土木費		2,854,304
	1 土木管理費	137,875
	2 道路橋りょう費	1,151,464
	3 河川費	6,924
	4 都市計画費	1,467,843
	5 住宅費	90,198
9 消防費		883,701
	1 消防費	883,701

(単位：千円)

款	項	金額
10 教育費		1,792,292
	1 教育総務費	301,367
	2 小学校費	264,212
	3 中学校費	132,617
	4 社会教育費	645,154
	5 保健体育費	448,942
11 災害復旧費		250
	1 災害復旧費	250
12 公債費		3,058,668
	1 公債費	3,058,668
13 諸支出金		81,675
	1 基金費	81,675
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	20,780,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ごみ焼却施設基幹改良事業	平成30年度	595,955千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 557,800	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
一般廃棄物処理事業	201,400			
一般補助施設整備等事業	22,700			
一般事業（公共施設等除却）	6,700			
一般事業（石綿対策）	1,500			
地域活性化事業	3,400			
合併特例事業	22,600			
臨時財政対策債	870,000			
計	1,686,100			

議案第16号

平成29年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成29年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,636,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月6日 提出

能美市長 井出敏朗

(能美市国民健康保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		999,600
	1 国民健康保険税	999,600
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		1,063,913
	1 国庫負担金	826,882
	2 国庫補助金	237,031
4 療養給付費等交付金		94,010
	1 療養給付費等交付金	94,010
5 前期高齢者交付金		1,689,000
	1 前期高齢者交付金	1,689,000
6 県支出金		265,872
	1 県負担金	46,872
	2 県補助金	219,000
7 共同事業交付金		1,161,700
	1 共同事業交付金	1,161,700
8 財産収入		985

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	985
9 寄附金		10
	1 寄附金	10
10 繰入金		360,491
	1 一般会計繰入金	360,491
	△ 基金繰入金	0
11 繰越金		10
	1 繰越金	10
12 諸収入		399
	1 延滞金加算金及び過料	50
	2 預金利子	10
	3 雑入	339
歳 入	合 計	5,636,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		75,156
	1 総務管理費	63,645
	2 徴税費	11,291
	3 運営協議会費	220
2 保険給付費		3,576,205
	1 療養諸費	2,973,995
	2 高額療養費	583,850
	3 移送費	60
	4 出産育児諸費	14,700
	5 葬祭諸費	3,600
3 後期高齢者支援金等		555,042
	1 後期高齢者支援金等	555,042
4 前期高齢者納付金等		2,040
	1 前期高齢者納付金等	2,040
5 老人保健拠出金		30
	1 老人保健拠出金	30
6 介護納付金		174,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 介護納付金	174,000
7 共同事業拠出金		1,192,376
	1 共同事業拠出金	1,192,376
8 保健事業費		51,346
	1 特定健康診査等事業費	32,380
	2 疾病予防費	18,966
9 基金積立金		985
	1 基金積立金	985
10 公債費		500
	1 公債費	500
11 諸支出金		7,320
	1 償還金及び還付加算金	4,620
	2 繰出金	2,700
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	5,636,000

議案第17号

平成29年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ483,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月6日 提出

能美市長 井出敏朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		347,802
	1 後期高齢者医療保険料	347,802
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 寄附金		10
	1 寄附金	10
4 繰入金		134,658
	1 一般会計繰入金	134,658
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		500
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	450
	3 雑入	30
歳入	合計	483,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		10,866
	1 総務管理費	663
	2 徴収費	10,203
2 後期高齢者医療広域連合納付金		471,624
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	471,624
3 諸支出金		460
	1 償還金及び還付加算金	450
	2 繰出金	10
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳出	合計	483,000

議案第18号

平成29年度能美市介護保険特別会計予算

平成29年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,035,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月6日 提出

能美市長 井出敏朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		920,192
	1 介護保険料	920,192
2 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
3 国庫支出金		832,654
	1 国庫負担金	675,451
	2 国庫補助金	157,203
4 支払基金交付金		1,086,957
	1 支払基金交付金	1,086,957
5 県支出金		585,701
	1 県負担金	557,943
	2 県補助金	27,758
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
8 繰 入 金		609,340

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	609,340
9 繰越金		30
	1 繰越金	30
10 諸収入		96
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	10
	4 雑入	46
歳 入	合 計	4,035,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		65,297
	1 総務管理費	30,747
	2 徴収費	4,741
	3 介護認定審査会費	29,809
2 保険給付費		3,795,000
	1 介護サービス等諸費	3,479,311
	2 介護予防サービス等諸費	97,208
	3 その他諸費	2,013
	4 高額介護サービス等費	66,596
	5 高額医療合算介護サービス等費	8,496
	6 特定入所者介護サービス等費	141,376
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		173,570
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	86,957
	2 包括的支援事業・任意事業	86,613

(単位：千円)

款	項	金額		
5 基金積立金		1 0		
	1 基金積立金	1 0		
6 公債費		1 0 0		
	1 公債費	1 0 0		
7 諸支出金		8 1 3		
	1 償還金及び還付加算金	8 1 3		
8 予備費		2 0 0		
	1 予備費	2 0 0		
歳	出	合	計	4, 0 3 5, 0 0 0

議案第19号

平成29年度能美市温泉事業特別会計予算

平成29年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成29年3月6日 提出

能美市長 井出敏朗

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,369
	1 使用料	8,369
2 財産収入		13
	1 財産運用収入	13
3 繰入金		1,790
	1 基金繰入金	1,790
4 繰越金		328
	1 繰越金	328
歳入	合計	10,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		10,487
	1 温泉事業費	10,487
2 諸支出金		13
	1 基金費	13
歳出	合計	10,500

議案第20号

平成29年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成29年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成29年3月6日 提出

能美市長 井出敏朗

(能美市農業集落排水事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		601
	1 分担金	600
	2 負担金	1
2 使用料及び手数料		28,213
	1 使用料	28,212
	2 手数料	1
3 県支出金		41,150
	1 県補助金	41,150
4 財産収入		86
	1 財産運用収入	86
5 繰入金		38,600
	1 一般会計繰入金	34,000
	2 基金繰入金	4,600
6 繰越金		550
	1 繰越金	550
7 市債		62,000
	1 市債	62,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	171,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		109,796
	1 事業費	109,796
2 公債費		61,318
	1 公債費	61,318
3 諸支出金		86
	1 基金費	86
歳出	合計	171,200

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	千円 42,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
下水道資本費平準化債	20,000			
計	62,000			

議案第20号

平成29年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	19,005戸
(2) 年間総配水量	7,000,000m ³
(3) 一日平均配水量	19,100m ³
(4) 主要な建設改良工事	
1. 配水施設拡張事業	
2. 配水管改良事業	
3. 施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			1,152,700千円
第1項	営業収益			771,280千円
第2項	営業外収益			381,420千円
		支	出	
第1款	水道事業費用			937,100千円
第1項	営業費用			828,440千円
第2項	営業外費用			108,310千円
第3項	特別損失			350千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額457,000千円は、過年度分損益勘定留保資金244,465円、当年度分損益勘定留保資金128,768千円、当年度分消費税資本的収支調整額83,767千円で補填するものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		840,500千円
第1項	企業債		815,600千円
第2項	工事負担金		7,700千円
第3項	分担金		17,200千円
		支 出	
第1款	資本的支出		1,297,500千円
第1項	建設改良費		965,180千円
第2項	企業債償還金		332,320千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設拡張事業	246,000千円	普通賃借又は証書借入 借入時期は平成29年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
配水管改良事業	126,500千円			
施設改良事業	443,100千円			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

45,645千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、229,500千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業名)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 配水施設拡張事業	構築物	配水管	φ100 L= 100m
	構築物	流入管	φ300 L= 85m
	建物	配水施設	A=35.75m ²
	建物	ポンプ場	A=27.50m ²
	機械及び装置	配水施設	一式
	機械及び装置	ポンプ場	一式
2. 配水管改良事業	構築物	配水管	φ50~200 L=2,072m
3. 施設改良事業	機械及び装置	配水施設	一式

(2) 処分する資産

(種類)	(名称)	(数量)	
構築物	配水管	φ150	L=127.6m
構築物	配水管	φ100	L= 25.0m
構築物	配水管	φ75	L=182.0m
構築物	配水管	φ50	L= 94.2m

平成29年3月6日 提出

能美市長 井出 敏朗

平成29年度能美市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		11社
(2) 年間総給水量	辰口第一工業用水道	9,422,200 m ³
	辰口第二工業用水道	5,058,900 m ³
	根上地区工業用水道	3,894,000 m ³
(3) 一日平均給水量	辰口第一工業用水道	25,814 m ³
	辰口第二工業用水道	13,860 m ³
	根上地区工業用水道	10,668 m ³
(4) 主要な建設改良工事	辰口第一工業用水道事業施設改良事業	
	辰口第一工業用水道事業施設拡張事業	
	辰口第二工業用水道事業施設拡張事業	
	根上地区工業用水道事業施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 辰口第一工業用水道事業収益		142,600千円
第1項 営業収益		91,200千円
第2項 営業外収益		51,400千円
第2款 辰口第二工業用水道事業収益		196,400千円
第1項 営業収益		164,350千円
第2項 営業外収益		32,050千円

第3款 根上地区工業用水道事業収益	117,800千円
第1項 営業収益	117,370千円
第2項 営業外収益	430千円

支 出

第1款 辰口第一工業用水道事業費用	123,000千円
第1項 営業費用	110,070千円
第2項 営業外費用	12,930千円
第2款 辰口第二工業用水道事業費用	169,500千円
第1項 営業費用	148,240千円
第2項 営業外費用	21,260千円
第3款 根上地区工業用水道事業費用	116,400千円
第1項 営業費用	93,660千円
第2項 営業外費用	22,740千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額136,600千円は、過年度分損益勘定留保資金77,974千円、当年度分損益勘定留保資金49,146千円及び当年度分消費税資本的収支調整額9,480千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 辰口第一工業用水道事業資本的収入	45,000千円
第1項 企業債	45,000千円
第2款 辰口第二工業用水道事業資本的収入	80,000千円
第1項 企業債	80,000千円

支 出

第1款 辰口第一工業用水道事業資本的支出	76,600千円
第1項 建設改良費	45,850千円
第2項 企業債償還金	30,750千円

第2款 辰口第二工業用水道事業資本的支出	122,600千円
第1項 建設改良費	81,100千円
第2項 企業債償還金	41,500千円
第3款 根上地区工業用水道事業資本的支出	62,400千円
第1項 建設改良費	1,040千円
第2項 企業債償還金	61,360千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辰口第一工業用水道事業施設改良事業	4,000千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成29年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
辰口第一工業用水道事業施設拡張事業	41,000千円			
辰口第二工業用水道事業施設拡張事業	80,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

第1款辰口第一工業用水道事業費用、第2款辰口第二工業用水道事業費用及び第3款根上地区工業用水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

22,680千円

(他会計からの補助金)

第9条 辰口第一工業用水道事業及び辰口第二工業用水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,800千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

1. 根上地区工業用水道事業施設改良事業

種 類	名 称	数 量
機械及び装置	メーター無線更新	一 式

平成29年3月6日 提出

能美市長 井 出 敏 朗

議案第22号

平成29年度能美市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度能美市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	15,466戸
(2) 年間総処理水量	5,100,000m ³
(3) 一日平均処理水量	13,900m ³
(4) 主要な建設改良事業	
1. 施設の耐震対策事業	
2. 管渠の建設及び舗装復旧事業	
3. 流域下水道の建設に要する経費の負担	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		
第1項 営業収益		1,672,300千円
第2項 営業外収益		739,680千円
第3項 特別利益		932,610千円
		10千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,659,800千円
第1項 営業費用		1,302,200千円
第2項 営業外費用		357,100千円
第3項 特別損失		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額389,700千円は、過年度分損益勘定留保資金384,533千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,167千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,007,700千円
第1項 企業債	636,600千円
第2項 他会計負担金	352,967千円
第3項 補助金	8,000千円
第4項 受益者負担金	10,133千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,397,400千円
第1項 建設改良費	87,500千円
第2項 企業債償還金	1,309,900千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	39,100千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成29年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
公共下水道事業債	7,500千円			
資本費平準化債	500,000千円			
公共下水道事業債 (特別措置分)	90,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費

21,145千円

平成29年3月6日 提出

能美市長 井出 敏朗

議案第24号

平成29年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病 院

一般病床 99床、療養病床 40床 (うち介護療養型医療施設 12床)

入 院 (年間)	37,050人	入 院 (1日平均患者数)	102人
----------	---------	---------------	------

外 来 (年間)	66,640人	外 来 (1日平均患者数)	248人
----------	---------	---------------	------

(2) 介護老人保健施設

入所定員 (短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
----------------	-----	---------------	-----

入所者 (年間)	25,550人	入所者 (1日平均利用者数)	70人
----------	---------	----------------	-----

通所者 (年間)	5,140人	通所者 (1日平均利用者数)	20人
----------	--------	----------------	-----

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業収益	2,084,000千円	第1款 病院事業費用	2,242,000千円
第1項 医業収益	1,754,254千円	第1項 医業費用	2,220,758千円
第2項 医業外収益	329,744千円	第2項 医業外費用	20,941千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	393,800千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	444,100千円
第1項 営業収益	388,287千円	第1項 営業費用	431,735千円
第2項 営業外収益	5,512千円	第2項 営業外費用	12,364千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業資本的収入	298,825千円	第1款 病院事業資本的支出	441,880千円
第1項 企業債	120,200千円	第1項 建設改良費	122,971千円
第2項 負担金	175,922千円	第2項 企業債償還金	318,909千円
第3項 補助金	2,702千円		
第4項 寄附金	1千円		

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額143,055千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(収 入)		(支 出)	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	1千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	48,448千円
第1項 寄附金	1千円	第1項 建設改良費	3,100千円
		第2項 企業債償還金	45,348千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額48,447千円は減債積立金取崩し額15,000千円、過年度分損益勘定留保資金33,447千円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(病院) 施設整備事業 医療機器整備事業	36,300千円 83,900千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)病	院	職員給与費	1, 255, 908千円	交際費	349千円
(2)介護老人保健施設		職員給与費	285, 243千円	交際費	140千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病	院	433, 000千円	救急医療の確保に要する経費	60, 941千円
			医師等の研究研修に要する経費	2, 511千円
			追加費用に要する経費	7, 697千円
			児童手当に要する経費	6, 530千円
			企業債償還利子に要する経費	8, 612千円
			不採算地区病院の運営に要する経費	15, 428千円
			高度医療に要する経費	109, 099千円
			企業債償還元金に要する経費	175, 922千円
			経営安定に要する経費	46, 260千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病	院	288, 976千円
(2)介護老人保健施設		16, 157千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	超音波白内障手術装置	1式	市立病院
	超音波洗浄機	1式	
	多人数用透析用監視装置	1式	

平成29年3月6日 提出

能美市長 井 出 敏 朗